

広島県告示第千百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年十一月十二日

庄島縣知事 湯嶋英彥

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
崩壊急傾斜地の	土砂災害の発生原因となる自然現象類	広島県三原市本郷町南方地内
次の図のとおり	表区域示の	広島県三原市本郷町南方地内
区域の名称	土砂災害特別警戒区域	
崩壊急傾斜地の	土砂災害の発生原因となる自然現象類	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域の表二条第示で政行進災域る等土砂災害に關防に止お災害にび法定め第平す十八成る事四十成る法項四十法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。